

2024年7月1日
企業会計基準委員会

移管指針 「移管指針の適用」等の公表

公表にあたって

我が国の会計基準は、当委員会が設立される前は、会計基準については企業会計審議会が公表し、実務上の取扱い等を示す企業会計に関する実務指針（Q&Aを含む。以下「実務指針等」という。）については日本公認会計士協会が公表していました。2001年に当委員会が設立された後は、新しい会計基準、適用指針及び実務対応報告についてはいずれについても当委員会が公表することとしています。日本公認会計士協会が公表した実務指針等については包括的に当委員会に引き継ぐことはせず、引き継げるものから引き継ぐ形をとっていますが、多くの実務指針等ははまだ日本公認会計士協会に残されています。

こうした状況を受けて、当委員会及び日本公認会計士協会は、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を当委員会に移管するプロジェクトについての考え方を示し、関係者からの意見を募集することを目的として2023年6月に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表しました。また、2023年11月開催の理事会では「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」が改正され、企業会計基準等に新たに「移管指針」の区分が設けられました。

当委員会では、意見募集文書に対して寄せられた意見を踏まえ、会計に関する指針のみを扱う実務指針等の移管について検討を重ねてまいりました。

今般、2024年6月20日開催の第528回企業会計基準委員会において、以下の移管指針「移管指針の適用」等（以下「本移管指針」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

- 移管指針「移管指針の適用」
- 移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」
- 移管指針第2号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- 移管指針第3号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」
- 移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」
- 移管指針第5号「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」
- 移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」

- 移管指針第 7 号「持分法会計に関する実務指針」
- 移管指針第 8 号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」
- 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」
- 移管指針第 10 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」
- 移管指針第 11 号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する Q & A」
- 移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q & A」
- 移管指針第 13 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についての Q & A」
- 移管指針第 14 号「土地再評価差額金の会計処理に関する Q & A」

本移管指針につきましては、2024 年 4 月 3 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公表するに至ったものです。

本移管指針の概要

以下の概要は、本移管指針の内容を要約したものです。

■ 移管指針の体系及び内容

移管にあたっては、移管対象の日本公認会計士協会が公表した実務指針等の所管を当委員会に移すことを主たる目的とし、当該移管により実務を変更しないことを意図することとしている。このため、本移管指針では、実務への影響を最小限とするように、以下の方針に基づいて移管を行っている。

- (1) 基本的には文書単位でそのままの形で移管することを原則とする。
- (2) 実務指針等の「委員会名」及び「連番」は変更する一方、「実務指針等の名称」は変更しない。
- (3) 各実務指針等における項番号を変更しない。
- (4) 実務指針等に関して、字句等の誤りが含まれている可能性があるが、移管にあたって識別された字句等の誤りについて訂正しない。これらは、当委員会に移管した後、年次改善の一環として一括して訂正する。

ここで、実務指針等を移管指針として引き継ぐにあたっては、移管に関する経緯等について修正又は追加することが考えられるが、すべての移管指針において同一の内容を記載することは冗長と考えられる。このため、本移管指針では、「移管指針の適用」においてこれらの内容を全般的に定め、当該移管指針に個別の移管指針が紐付く体系としている。

また、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）は、会計方針の開示、会計上の変更及び過去の誤謬の訂正に関する会計上の取扱い（開示を含む。）を定めている。ここで、移管指針の設定は新たな会計基準等の設定に該当することから、移管指針を初めて適用する場合には原則としては会計方針の変更に該当すると考えられる（企業会計基準第 24 号第 5 項）。しかしながら、実務指針等の名称を移管指針の体系に合わせるように変更することを除き、移管前の実務指針等の内容を変更していないため、本移管指針では、移管指針の適用は会計方針の変更に関する注記を要しないこととした。

以 上